

..... **学校いじめ防止基本方針**

「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、被害児童生徒及びその保護者の視点から、救済ルートの確保及び対処ルールの明確化に努め、すべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめを追放し、根絶することを目的とする。

～ いじめの定義 ～

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

<いじめ防止対策推進法 第2条>

学校教育目標 『学力の向上と自立に必要な力の育成』

- 自主的に学習に取り組むことができる子どもの育成に努める。
- 心豊かに力強く生き抜き、未来を切り拓くための力の育成に努める。
- 自他共に健康で安全な生活を送るための習慣や態度の育成に努める。
- 弘済のぞみ園・みらい園と協働で子どもを成長させる体制づくりに努める。

園(保護者)との連携

弘済みらい園
弘済のぞみ園
学校協議会事務局
クラブ活動振興会

など

いじめ対策委員会

【常置委員会】

校長	教頭	代表(小・中)
生徒指導主事	生活指導部長	
弘済みらい園・のぞみ園施設長		

+

養護教諭 SC 支援員 など

〔※必要に応じて関係教職員や専門家を追加する〕

関係機関との連携

市教育委員会
警察
こども相談センター
スクールサポーター
医療機関
法務局

など

児童会・生徒会活動との連携

- 児童会・生徒会の自己指導能力の育成を目指した自主的な取り組みの推進
(例：人権集会の実施、いじめ根絶宣言の策定 など)

本校の「いじめ」対策の基本認識

- いじめを受けた児童生徒を救済し、その尊厳を守ることを最優先する。
- いじめは人権侵害であり、その形態によっては犯罪行為でもあり、「人間として絶対に許されない卑劣な行為である」と考え、絶対に許さないという強い意志を持つ。
- いじめは大人の見えないところで行われることが多いため、「気づこうとする」アンテナを張り巡らせ、児童生徒の様子を見守る。
- いじめは、教職員・園(保護者)・関係機関が一体となって撲滅にあたるという認識を持つ。

1. いじめの未然防止

- (1)学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育などの充実を図り、生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権感覚の高揚を図る。
- (2)「認知機能の強化」「アサーション」「アンガー・マネジメント」「ピア・サポート」「アーツセラピー」の5つの部門からなる『つながる力向上プログラム』を継続して実施し、自他尊重の表現力やコミュニケーション能力を高める。
- (3)児童会・生徒会が中心となって、挨拶運動や啓発ポスターの作成などの啓発活動を通して、児童生徒の手でいじめをなくす取り組みを行う。

2. いじめの早期発見

- (1)昼休みなどの授業以外の時間に、教職員と児童生徒が共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、児童生徒の小さな変化に敏感に気づく体制をつくる。
- (2)校内に児童生徒の悩みなどを積極的に受け入れることができるよう、相談箱の設置や養護教諭・スクールカウンセラーなどの活用を充実させる。
- (3)教職員の連絡会だけでなく、園との情報交換会を毎朝実施し、学校内外での児童生徒の様子、態度について情報共有を行う。
- (4)児童生徒の学校や園（家庭）での生活の実態について、定期的なアンケート調査を実施するとともに、毎週末の終学活時に、一週間の自分の行動を振り返る「振り返りシート」を実施する。
- (5)授業参観や懇談会などを通じて、いじめ防止対策や対応などの取り組みを知らせるとともに、園（保護者）と密に連携する協働態勢をつくる。

3. いじめへの対応

- (1)いじめの兆候・発見・相談などがあった場合、特定の教師で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に、速やかに組織的な対応を行い、被害児童生徒を守り通す。
- (2)いじめ（被害者、加害者、傍観者などの周囲）の事実確認を正確かつ迅速に行い、被害児童生徒が受けている心理的圧迫感をしっかり受け止め、心の痛みなどを軽減するように努める。また、被害児童生徒を守り抜く姿勢を示し、人間関係よりも個人の尊厳を重視する。
- (3)被害児童生徒及びその保護者の要望・意見などを尊重するとともに、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係などに関する調査結果、その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- (4)加害児童生徒の対応にあたっては、「5つのレベルに応じたいじめへの対応」や「学校安心安全ルール」に基づいて公平に対処する認識を持ち、教育的配慮のもと、毅然とした態度で「いじめは絶対に許されないこと」を複数体制で指導するとともに、園（保護者）に対して指導助言を行う。
- (5)学校全体で再発防止に努めるため、道徳や学級活動、全校・学年集会を活用し、より良い集団づくりの構築を図る。

4. いじめによる重大事態への対応

- (1)いじめ事案が、児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当な期間学校を欠席するような事態が発生したときは、速やかに教育委員会に報告する。
- (2)必要に応じて、SSW、SC、こども相談センター、警察など、地域の関係機関と連携して、組織的に解決するように努める。

5. ネットいじめへの対応

- (1)本校の特性上（施設内の集団生活）、ネットいじめは起こりにくいと思われるが、園や保護者向けの研修会を実施することや道徳・学級活動・教科で情報モラルに関する指導を行う。

6. いじめ発生時マニュアル

